

「中野区再犯防止推進計画」素案からの変更点

1. 第2章 計画の基本的な考え方について

4頁 「4. 計画の位置づけ」の図

箇所	案	素案
4. 計画の位置づけ(図)	左の連携の輪に追加：「専門機関」「中野区」「区民」「事業者」「 <u>保護司など更正保護ボランティア等</u> 」	左の連携の輪：「専門機関」「中野区」「区民」「事業者」
<p><変更理由> 保護司等が連携の主要な主体であることを明らかにするため変更した。 *意見交換会の意見を踏まえた変更</p>		

2. 第4章 重点課題ごとの主な取組課題

重点課題2 誰もが安心して自分らしく、すこやかに暮らす ～保健医療・福祉サービスの利用の促進及び支援等

18頁 2-1 (1) 犯罪をした者等が抱える複雑な課題に配慮した支援

箇所	案	素案
1つ目の● 2行目から	検察庁、矯正施設や保護観察所等が主催する処遇会議やカンファレンスなどに <u>関係する区の職員等</u> が出席し、区の保健医療・福祉サービスなどについて情報提供するとともに、情報を共有し、連携して立ち直りに必要な支援を行います。	検察庁、矯正施設や保護観察所等が主催する処遇会議やカンファレンスなどに出席し、区の保健医療・福祉サービスなどについて情報提供するとともに、情報を共有し、連携して立ち直りに必要な支援を行います。
<p><変更理由> 区の保健医療・福祉サービスなどの情報提供等を行うことが区職員の責務であることを明らかにするため変更した。 *意見交換会の意見を踏まえた変更</p>		

重点課題4 支援を必要とする人を孤立させることなく、地域で立ち直りを支える ～民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

25頁 4-1 (2) 民間ボランティア活動の支援

箇所	案	素案
1つ目の● 2行目から	すこやか福祉センターの専門職が行う「出前講座」など、更正保護ボランティア団体などの研修に、区職員を講師として派遣します。	すこやか福祉センターの専門職が行う「出前講座」として、更正保護ボランティア団体などの研修に、区職員を講師として派遣します。
<p><変更理由> 関連するすべての部署の職員が参画することを明らかにするため変更した。 *保護司会との情報交換会での意見等を踏まえた変更</p>		